

## 地方支分部局等における「美しい国づくり政策大綱」等の景観施策への取組みの状況

### （ 監察内容 ）

平成 15 年 7 月に国土交通省がまとめた「美しい国づくり政策大綱」は、取組みの基本姿勢・考え方を示し、15 の新たな具体的施策を明示するなど、観光振興等にも留意しつつ、美しい国づくりに向けて大きな舵を切ることを宣言したもの。今回の監察では、この「美しい国づくり政策大綱」及びその関連施策の実施状況を点検。

### 1. 報 告

#### （ 1 ）全庁的な景観施策の推進状況について

美しい国づくりの推進にあたって、各地方整備局等においては、全庁的・組織横断的な推進体制の整備や局等主催のイベント開催など、取り組みが開始されている状況。

例 「美しい近畿への道しるべー近畿の景観宣言（平成16年6月）

「美しい九州づくり懇談会」（平成17年2月）

#### （ 2 ）アクションプログラムの実施状況

- ・ 道路防護柵 9 地区、 木製防護柵 9 地区、 緑陰道路プロジェクト 11 地区、 消波ブロック除去 7 海岸、干潟再生 9 箇所については、概ね事業化が実現。
- ・ 屋外広告物制度は自治体提案の構造改革特区の取り組みが先行。地方整備局等からの積極的イニシャティブも今後は重要。
- ・ 電線類地中化は、平成 16 年 4 月に「無電柱化推進計画」策定済。地中化の事業予定の積極的な公表は、事業の促進が図られることや無電柱化を契機とする住民参加のまちづくりにも寄与するなどのメリットがあり有効。

#### （ 3 ）特徴ある景観施策について

- ・ 各地方整備局等・事務所においては、地域性、NPO・住民参加、環境保全と連携など特徴のあるさまざまな景観施策に取り組みを開始している状況。

#### （ 4 ）本省施策等の実施状況

- ・ 「公共事業の景観アセスメント」、「景観緑三法（景観法、都市緑地保全法、屋外広告物法）」、「景観形成事業推進費」については、各地方整備局等における積極的な取り組みを確認。
- ・ 「地域景観の点検促進」は各地方整備局において具体的な取り組みは未だなく今後の課題。

## 2．提示意見

ア 地方整備局等は、美しい国づくりの長期的・継続的な推進体制を整備すること。

美しい国づくりは、すぐに実現できるものではないことから、さまざまな主体が協力しながら、時間をかけて地域の自然、環境、歴史、文化等の実情にあった息の長い取組みを進めていくことが必要であると考えられる。このため、地方整備局等においては美しい国づくりを目指すための全庁的な推進体制を整備することが有効である。

イ 地方整備局等は、美しい国づくりのプロセスや成果等に関して、国民に対して「目で見えるわかりやすい」形での情報提供に努めること。

景観施策の性格上、地方整備局等における美しい国づくりに係るさまざまな施策の計画立案や事業実施の進捗に応じて、一定の成果が上がった時点ごとに、可能な限り、多くの国民が「目でみて、理解し、感じる」ことができるような情報提供に努めていくことが特に重要。

ウ 地方整備局等は、世界遺産等今後多くの交流人口の目ふれる可能性のある地域における美しい国づくりの推進にあたっては、特に観光、環境、文化財等の関係する行政分野との施策連携に十分配慮すること。

エ 地方整備局等は、美しい国づくりために協働する人材や組織のネットワーク育成に努めること。

## 3．推奨事例

### (1) 奈良国道事務所における屋外広告物撤去の取組み

三つの世界遺産を有する奈良県は、景観を阻害する要因を積極的に排除するため、構造改革特別区域法に基づき『ふるさと「なら」屋外広告物美観風致維持特区』の申請を行い、昨年11月28日に認定を受けている。平成16年6月1日(火)からの1週間には、奈良県下一斉に奈良国道事務所をはじめ関係機関と地域住民の協力により、「はり紙等違反広告物クリーンアップ統一行動」が行われ、大きな成果をあげている。

### (2) 近畿地方整備局の世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」への取組み

平成16年7月1日をもって「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界文化遺産に新規登録された。近畿地方整備局では、世界遺産の登録を契機に、同地域の魅力をより一層引き出し、地域内外の人との交流と地域の活性化に向けて積極的な取組みを行うこととしており、今後の具体的な成果が期待される。

### (3) 熊本河川国道事務所の「緑川の日」「白川の日」の取組み

熊本河川国道事務所では、地域全体をまきこんで、緑川の環境美化等に取り組む活動が10年以上も継続している。また、同事務所管内の白川でも「白川リバーネットワーク」が平成14年10月に発足し、平成16年8月1日には流域一斉清掃を行う第1回「白川の日」が開催されている。

#### (4) 国土地理院の「電子国土」

ITを利用し、国土に関するさまざまな地理情報を統合して、NPOを含むさまざまな主体によりコンピューター上に表示することを可能とした「電子国土」は、国土地理院の提供する2万5千分の1の地図画像のうえに、他機関のさまざまな地理情報を簡単に表示することが可能。今後その多様な利活用を積極的に推進していく必要がある。